

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 保険料軽減の改正について～

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

所得とは、「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。



**令和2年度から、保険料の均等割について軽減割合及び範囲が改正されました。**

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない		8割	<b>7割</b>
33万円		8.5割	<b>7.75割</b>
33万円 + (28万×世帯の被保険者数)	33万円 + <b>(28万5千円×世帯の被保険者数)</b>	5割	
33万円 + (51万円×世帯の被保険者数)	33万円 + <b>(52万円×世帯の被保険者数)</b>	2割	

**(例) 65歳以上の1人世帯、年金収入168万円の場合の軽減判定所得**

年金収入168万円 - 公的年金控除額120万円 - 65歳以上の特別控除15万円 = 軽減所得33万円



**令和2年度の保険料の計算方法は？**

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



**1年間の保険料の賦課限度額が見直されました。**

令和元年度	令和2年度
62万円	<b>64万円</b>

**詳細につきましては、7月中旬に送付予定の後期高齢者医療被保険者証に同封されますので、そちらをご覧ください。**



☎ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601  
羽幌町福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004 (課直通)